

事務局局職員の懲戒処分の概要

○個人情報の漏えい・信用失墜行為

- (1) 処分年月日 令和7年9月30日
- (2) 処分の量定 戒告
- (3) 所属・職種 事務局局職員
- (4) 処分の理由 自席から個人情報が表示されたパソコン画面などが写り込んだ写真を撮影して、当該写真をマッチングアプリにアップロードし、業務に係る重要な個人情報を長期間にわたり流出させた。